

三陸地域エクスカーション等誘致促進事業費補助金交付要綱（概要）

岩手県におけるコンベンション等の開催及びエクスカーションの実施を促進するため、県内においてコンベンション等を実施する主催者がエクスカーションを実施する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの。

補助対象事業者等については、次のとおり。

項目	内容
補助対象事業者	岩手県内でコンベンション等を実施する主催者 (国又は地方公共団体を除く。)
補助金の交付対象となる事業	補助対象者が実施するエクスカーションのうち、以下に定める条件を全て満たすもの。 ① 補助対象者により企画され、あらかじめ当該コンベンション等の参加者に対し周知されていること。 ② 政治的又は宗教的活動を目的とする事業でないこと。 ③ エクスカーションの実施に伴い、参加者が岩手県内に1泊以上すること。 ④ 催行最少募集人員が10名以上であること。 ⑤ 視察先に、本県沿岸広域振興局及び県北広域振興局管内の市町村が1つ以上含まれていること。
補助金の交付対象となる経費	補助対象事業の実施に要する経費のうち、バス等車両借上費
補助額	補助対象経費の 2分の1 以内の額。ただし、 10万円を上限額 とする。
補助限度	予算額
周知期間	令和2年7月から随時 ※ 予算額に達した場合は、受付を終了する。
交付決定	事業実施年度ごとに申請受付順に審査を行い、 適当と認められたものから順に交付決定 を行う。 (交付申請の内容が適正であると認めるときに、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うもの。)
手続き	<p>■ 補助金交付申請</p> <p>「三陸地域エクスカーション等誘致促進事業費補助金交付申請書」に、下記の書類を添えて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> コンベンション及びエクスカーションの実施内容が確認できる書類（コンベンションプログラム等） <input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類

	<p>■ 完了報告及び請求</p> <p>「三陸地域エクスカーション等誘致促進事業費補助金交付請求書」及び「三陸地域エクスカーション等誘致促進事業実績報告書」に、下記の書類を添えて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業実績書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> バス代等借上料領収書の写し <input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類 <p>※ 提出時間は、午前9時から午後5時までの間とする（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く）。</p> <p>※ 提出方法は、県庁への持参又は郵送（当日消印有効）によるものとする。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>岩手県 商工労働観光部 観光・プロモーション室</p> <p>三陸観光地域づくり担当（岩手県庁2階）</p> <p>電話：019-629-5572 FAX：019-623-2001 e-mail：AE0006@pref.iwate.jp</p>